

# シティズンシップと福祉改革

田村 哲樹

## 序論

第一節 シティズンシップ概念の整理——権利と義務

第二節 福祉国家再編の諸原理とシティズンシップ

(一) 福祉国家再編とシティズンシップへの再注目

(二) 福祉国家再編原理のシティズンシップ論の観点からの類型化

第三節 就労Ⅱ義務を超えるシティズンシップの展望

(一) 義務は必要か？

(二) 義務の多様化へ

(三) いかなる福祉が必要か？

## 結論

## 序論\*

福祉国家削減の困難性という、P・ピアソン (Pierson 1994; Pierson ed. 2001) の指摘にもかかわらず、一九九〇年代以降、福祉国家は大規模な再編を迫られている。そして、再編を主導する社会政策原理として、「ワークフェア」「アクティベーション」「ベーシック・インカム」などの諸原理が提起され、就労と福祉の関係という社会政策上の根本的な問題が問われている (宮本 2004a; 2004b)。このことは、「福祉国家の危機」と言われた一九七〇年代から一九八〇年代以上に、今日においてこそ、福祉国家および社会政策の存在意義が問われていることを意味していると断言しても過言ではない。<sup>(1)</sup>

重要なことは、このような社会政策原理の再考に、シティズンシップの定義をめぐる問題、すなわち「誰を市民と見なすべきか？」という問題が伴っているという点である。確かに、福祉国家は、匿名の「非人称の連帯」を基礎として成立する (齋藤 2004a; 2004b)。この限りでは、「誰が市民か？」は問題にならない。しかし、しばしば指摘されるように、その「非人称性」は、「国民」の「男性稼ぎ手」によって担保されていた。このことは、明示的であれ暗黙であれ、従来の福祉国家も、「誰」についての特定の想定を伴うものであったということの意味する。それゆえ、福祉国家の改革——「福祉国家の新しい政治」(ピアソン)——という問題は、単に福祉縮小・削減の政治の問題であるだけでなく、そこで想定されていたシティズンシップの再定義をめぐる問題でもある、ということになる (Bussenaker 1999: 1)。

本稿では、近年の福祉国家改革の諸原理について、それらが想定するシティズンシップのあり方という観点から考察する。その際、本稿は、次の二つの課題を持つ。前者は、どちらかと言えば経験的であり、後者は、どちらか

と言えは規範的である。

第一に、福祉国家改革の諸原理を、「権利」と「義務」という観点から整理することである。しばしば「市民権」という訳語が用いられてきたことから窺われるように、シティズンシップは、「権利」を重要な構成要素とする。しかし、近年の議論では、シティズンシップの「義務」の側面が重要な論点となつてゐる。とりわけ、強調されるのが、「就労の義務」である。しかし、一口に「就労の義務」と言つても、（狭義の）ワークフェアとアクティベーションとは、少なくとも理念的には、その内実は異なつてゐる。このような諸原理間の差異を明確化することが本稿の第一の課題である。

第二に、シティズンシップの構成要素として「就労の義務」を重視することの問題点を考察する。「義務」が重要であるとして、その内実を「就労」に特化して把握することは、正当化可能であろうか。本稿において、私は、「義務」の内実として就労を重視するシティズンシップの問題点を指摘し、代替策として、シティズンシップにおける無償ケア労働および（アクティブな）「政治的シティズンシップ」の意義を主張し、それらを促進し得る福祉のあり方を考察する。

この二つの課題に取り組むべく、以下では、次のような順序で考察を行う。まず、シティズンシップ論について、とりわけ権利と義務という観点から概念整理を行う（第一節）。次に、福祉国家改革の諸原理を、それらが想定するシティズンシップ像という観点から特徴づけ、類型化することを試みる。具体的には、「ワークフェア」「アクティブーション」「ベーシック・インカム」という三つの改革原理の区別を踏まえ、それらが想定するシティズンシップの異同を確認する。（第二節）。最後に、義務を就労に特化して把握することの問題点を考察し、代替的なシティズンシップの可能性について考察する（第三節）。

なお、本稿は、実際の各国の改革を具体的にフォローするものではなく、理論的なレベルでの考察となる。したがって、本稿の叙述は、特定の国家・地域の実態を直接に反映しているわけではない。

## 第一節 シティズンシップ概念の整理——権利と義務

シティズンシップは多義的な概念であり、本稿の目的に照らした若干の概念整理が必要である。<sup>(2)</sup> 政治理論におけるシティズンシップ論の展開は、大別すると、シティズンシップを権利中心的に把握する潮流と義務中心的に把握する潮流とに区別することができる (Heater 1999=2002; Lister 2003)。

もちろん、シティズンシップについての議論の中で、権利と義務のいずれか一方のみが論じられていることは稀である。例えば、通常「権利」の理論家として言及される場合が多い T・H・マーシャルでさえ、「権利を擁護する際にシティズンシップに訴えるならば、その権利に対応するかたちでシティズンシップが含んでいるところの義務も無視することはできなくなる」 (Marshall and Bottomore 1992: 41=1993: 89) と述べて、シティズンシップにおける義務の問題を考慮に入れている。その意味で、「シティズンシップは、一方の個人的な資格付与という理念、他方の特定のコミュニティへの結びつきという理念の両方に密接に結びついている」という W・キムリックと W・ノーマン (Kymlicka and Norman 1995: 283) の指摘は正しい。

しかしながら、実際のシティズンシップ論の中では、権利中心の見解と義務中心の見解とが存在し、かつ、この点を理解しないがために、自らの権利中心の見解をもって他者の義務中心の見解を批判すること (あるいはその逆のパターン) が生じがちである (cf. Kymlicka and Norman 1995: 285)。また、次節で詳述するように、今日

の就労と福祉をめぐる改革原理においても、権利と義務についての見解の相違が改革諸原理間の相違を導く重要な要因の一つとなっていると考えられる。本稿で、シテイズンシップ論を、権利中心の見解と義務中心の見解とに区別する所以である。

シテイズンシップの権利中心の見解は、個人主義的な人間観・社会観を基礎としている。マーシャル (Marshall and Bottomore 1992、1993) の市民的権利、政治的権利、社会的権利という三段階のシテイズンシップ論は、権利中心の見解の代表である。もちろん、これらの権利は、歴史の発展過程とともに半ば自動的に保障されるものではなく、権利をめぐる紛争の中で獲得されたものである (cf. Turner 1993)。ただし、マーシャルの見解では、公的生活への何らかの参加の義務は強調されず、法的な権利付与の側面が強調される傾向があり、しばしば「消極的」シテイズンシップあるいは「私的」シテイズンシップと呼ばれる (Kymlicka and Norman 1995: 287)。また、この点とも関連するが、マーシャルにおいては、自己利益を追求する個人像が念頭に置かれており、それゆえ、「消費者」としての個人という個人像に親和的な性格を有していると言われている。

これに対して、シテイズンシップの義務中心の見解は、集合主義的な人間観・社会観を基礎としている。この見解では、公共の(共通の)事柄への関与こそが、人々のあるべき姿として措定される。しばしば、義務とともに、市民的徳性 (civic virtue)、公共精神、責任などの倫理規範が主張されるのは、そのためである。

本稿において重要なことは、この見解において主たる「義務」と見なされる活動内容は一義的ではない、という点である。すなわち、市民の義務の主たる内実が、政治参加と見なされることもあれば(古代ギリシャ)、国防と見なされることもある(古代ギリシャ、マキヤヴェリ、ルソーなど)。最近のワークフェア改革では、就労が主たる義務として措定される。(Mead 1986)。後述するように、このような義務の多義性は、ワークフェア的あるいはアク

テイベーシヨンのなシテイズンシップ概念を乗り越える際の一つの手がかりとなり得る。

## 第二節 福祉国家再編の諸原理とシテイズンシップ

### (一) 福祉国家再編とシテイズンシップへの再注目

本節では、第一節における権利と義務の観点からのシテイズンシップの概念整理を踏まえて、近年の福祉国家再編の改革原理において、いかなるシテイズンシップ像が想定されると言えるのかを明らかにする。

序論で述べたように、一九九〇年代以降、各国で福祉国家再編の動きが本格化している。それに伴い、社会政策の理念もまた研究の対象となってきた<sup>(4)</sup>。例えば、宮本太郎は、近年の福祉国家再編の諸原理として、「ワークフェア (workfare)」「アクテイベーション (activation)」「ベーシック・インカム (basic income)」という三つの類型を挙げている(宮本 2004b)<sup>(5)</sup>。「いかなる福祉か?」が問題となる時代においては、社会政策研究においても、価値理念という規範的な次元が研究対象となるのである(武川 2004: 70-71)。

ここで注目すべきことは、このような福祉国家再編の動向は、シテイズンシップ論の動向にも大きな影響を及ぼしているという点である。すなわち、福祉国家再編とは、福祉国家そのものだけではなく、シテイズンシップの定義への挑戦をも意味しているのである (Busemeyer 1999)。

とりわけ、重要なのは、「義務」を強調する議論のインパクトである (Fitzpatrick 2001; Janoski 1998: chap. 3)。一九八〇年代の新保守主義は、福祉国家における権利中心的なシテイズンシップが、人々、とりわけ貧困層から自立の

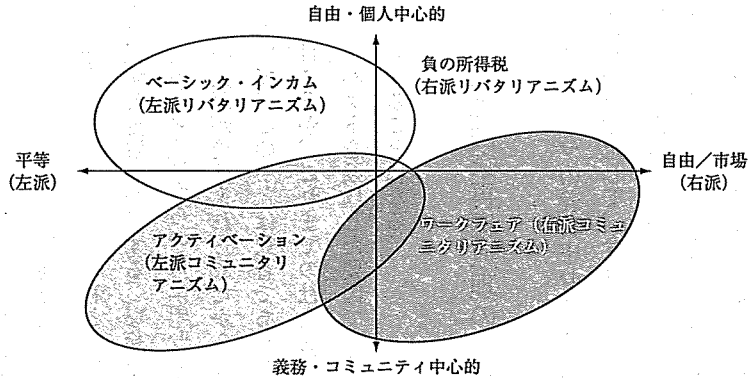
機会を奪い、彼ら／彼女らを一層の依存状態に追い込んでいると主張した。それゆえ、新保守主義の論者たちは、シティズンシップの社会的権利を批判し、代わりに就労する義務を強調したのである (Mead 1986)。さらに、こうした新保守主義の側からの、権利としてのシティズンシップ批判を受けて、左派の側でも、社会的権利を見直し、義務を重視する見解が登場する。なぜなら、左派の側でも、既存の福祉国家の諸制度が人々に消極性と依存、そして「シティズンシップからの自己中心的な退却 (privatist retreat)」 (Habermas 1995: 269) をもたらしているという新保守主義の見解が受け入れられたからである。とりわけ、「第三の道」あるいは「新しい社会民主主義」と呼ばれる潮流において、このことは顕著であった。B・ホブソンとR・リスターによれば、左派の側におけるこのような義務への注目こそが、これまでの社会的権利中心のパラダイムから、市民の義務と責任の言説へのパラダイム変化に大きなインパクトを及ぼした要因である (Hobson and Lister 2002: 317)<sup>6)</sup>。したがって、本稿でも、この左派の見解を詳しく検討することになる。

## (二) 福祉国家再編原理のシティズンシップ論の観点からの類型化

シティズンシップの義務中心の見解のインパクトを踏まえつつ、さらに「平等」(左派)と「自由／市場」(右派)という軸を設定して、今日の福祉国家再編の諸原理の配置状況を整理してみたのが図である。

この図での各政策原理の配置は、フィッツパトリック (Fitzpatrick 2001) だけでなく、縦軸を就労連関の強弱に置き換えれば、宮本 (武川・宮本・小沢 2004) の図ともほぼ重なる。このことは、近年の福祉改革が、いかに就労と義務という等式に基いて展開しているか、ということを示している。

福祉国家再編の諸原理とシティズンシップ



出所：Fitzpatrick [2001: 66]の図を基に筆者作成

なお、この図は、あくまでも理念型であることに注意されたい。したがって、特定の国家が図中の諸原理のどれか一つに基づいた福祉政策を行っていることを示すものではない。実際、各国の社会政策の中でも、例えばアクティベーション的な政策とワークフェア的な政策とが同居している場合がある。ワークフェアの典型とされることの多いアメリカにおいても、就労支援的な政策が存在する一方、アクティベーションの典型と見なされがちなスウェーデンにおいても就労忌避への懲罰的要素を持った政策も存在する(宮本 2004b; 武川・宮本・小沢 2004c)。以下で、それぞれの再編原理とシティズンシップとの関係について、説明する。

① ベーシック・インカム (左派リベタリアニズム) のシティズンシップ<sup>(7)</sup>

ベーシック・インカムとは、就労の有無、婚姻の有無、財産の有無、社会的属性等を問わず、全ての個人に対して一律の最低限所得保障を行うという構想である(小沢 2004; 田村 2004)。給付の無条件性を特徴とするこの構想においては、当然、その受



給資格において義務が指定されることはない。実際、ベーシック・インカムの提唱者たちは、しばしばこの構想を、「いかなるものであれ、各人の善き生活についての構想の実現を波及するための真の自由の配分」の保障(Paris 2006: 15-16)や「自律」の実現(Goodin 2001)などによって正当化する。また、ベーシック・インカムの提唱者たちの多くは、平等主義的再配分へのコミットメントを有する。したがって、ベーシック・インカムのシティズンシップを、個人・権利中心のかつ平等志向として特徴づけることができる。

もちろん、このシティズンシップにおいて、人々に集合的な活動への関与が期待されていないわけではない。確かに、一方で、ベーシック・インカムは「怠け者(lazy)」である自由と「働き者(crazy)」である自由とを、等しく保障する側面を持つ<sup>(9)</sup>。しかし、他方で、ベーシック・インカムの提唱者の中には、この制度が実現することによって、より多くの人々が有償労働・就労以外の活動を行うようになることを期待・想定している者も多い<sup>(10)</sup>。したがって、ベーシック・インカムのシティズンシップは、集合的活動への関与を含む場合もあると考えられる。ただし、それを「義務」として構成することはないであろう。

最後に、義務全般をシティズンシップの要件に含めない以上、ベーシック・インカムのシティズンシップにおいては、義務としての就労も否定される<sup>(11)</sup>。

## ②負の所得税(右派リベタリアニズム)のシティズンシップ

ここで「右派リベタリアニズム」と呼ぶのは、福祉国家の再編にあたって、何よりも経済の自由化を重視する潮流のことである。右派リベタリアニズムにおいては、国家介入を最小化し、個人や企業の自由な経済活動を促進すれば、それらのアクターの関係は市場によって調整され、経済の効率性と社会の安定性が確保されると考えられる

(cf. Fitzpatrick 1999: 75-2005: 89)。また、この潮流においては、国家の役割を最小化することによって、諸個人の権利が保障されると主張されるが、その権利の内容は主に生命や私有財産などである(伊藤 1996: 117E)。本稿では、このような右派リバタリアニズムの市民像を、暫定的に、<sup>(4)</sup> 権利優位、ただし経済的な自由権中心のそれ、として理解しておきたい。

したがって、右派リバタリアニズムにおいては、場合によっては、シティズンシップから社会的権利を除外すべきとの見解も存在する。そのような中で、「負の所得税」は、この潮流の観点からも正当化可能な社会政策として支持されてきた(Fitzpatrick 1999: chap. 5=2005: 第五章・小沢 2002: 121ff)。

右派リバタリアニズムは、しばしば、市場以外の社会空間における社会的・道徳的義務の主張と併せて主張される。一九八〇年代の新保守主義においても、この傾向は顕著であった。しかし、本稿では、右派リバタリアニズムを、その比較的「純粹な」形態において把握している。それは、右派リバタリアニズムと後述のワークフェア(右派コミュニタリアニズム)との差異を把握するためである。この点に関して参考になるのは、フィッツパトリックの指摘である。彼は、「市場的な自己利益とコミュニテイの利他性との不安定な同盟は、リバタリアニズムと権威主義との妥協の産物である」と述べている。実際の政治においては、市場参加を望まない人々や市場への長期滞在を望まない人々が存在するため、単に人々を市場に導くだけではなく、「積極的で、強制的でさえあるようなアプローチ」が必要と見なされるようになった。その結果、市場だけでなく、社会的義務が強調されるようになったのである(Fitzpatrick 1999: 78, 82=2005: 92, 96)。それゆえ、フィッツパトリックによれば、右派の中では、現在の負の所得税への支持はそれほど高くはない。<sup>(5)</sup>

③ ワークフェア (右派コミュニティリアニズム) のシティズンシップ

本稿におけるワークフェアとは、就労を福祉の条件とする原理のことをいう。ワークフェアにおいては、とりわけ、失業保険や公的扶助の給付において就労義務が強調される(宮本 2004a)。また、社会的排除の解消よりも、福祉依存(という諸個人の選択)の一掃が重視される(宮本 2004a: 220; cf. Lydemel and Trickey 2001: 15ff)。L・M・ミード(Mead 1986)によれば、福祉国家の主たる問題点は、その「規模」ではなく、「寛大さ」にある。福祉国家は、福祉受給者への給付の見返りにどのような役割を果たすべきかについて、ほとんど要求してこなかった。とりわけ、福祉国家は、就労可能な受給者が扶助に対する見返りとして就労することを真剣に要求してこなかった。このような「寛大さ」に対して、彼は、受給者が果たすべき義務の重要性を強調すると同時に、懲罰的な仕組みがなければ、人々がこの義務を実際に果たすことは困難であると主張する。

このようなワークフェアの主張においては、市民は「義務の担い手(duty bearer)」である。コミュニティから受け取る権利ではなく、コミュニティへの貢献⇨義務を果たす市民像が強調される。とりわけ、ワークフェアで問題視されるのが福祉依存者たちであるため、就労の義務が強調されることになる。

④ アクティベーション (左派コミュニティリアニズム) のシティズンシップ

アクティベーションとは、人々の就労を支援する社会政策およびその原理を指す(宮本 2004b)。福祉と就労の連関を維持し、就労の倫理を尊重する点で、この政策原理は先述のワークフェアと共通する(宮本 2004a)。しかし、ワークフェアが就労忌避に対する懲罰的な性格を有するのに対して、アクティベーションは「福祉を就労のいわば報酬とする仕組みではあるが、懲罰性は欠いている」と言える(宮本 2004c: 33)。具体的な政策の例として、公的な

職業教育プログラムの充実、諸個人の事情を十分に考慮した職業紹介等のサービス、あるいは従前の所得水準と密接にリンクした社会保障システムなどを挙げる事ができる（宮本 2004a, 2004b, 2004c; Andersen 2003: 8）。この用語を用いることで、北欧諸国で追求されている社会政策と、アメリカなどでの社会政策との差異を明確化することができると考えられている（Miyamoto 2003: 5）。

アクティベーションにおけるシテイズンシップをどのように考えるかは、なかなか難しい問題である。この困難の原因は、少なくとも部分的には、この概念が当該国家の社会政策の総体的なパッケージ（ないしレジーム）を特徴づけるための用語なのか、それともあくまで個別の政策の特徴づけのための用語なのか、現時点では判然としない点に求められるように思われる。例えば、宮本太郎の最近の研究は、デンマークやスウェーデンなどの社会政策を、パッケージとして、アクティベーションとして特徴づけようという試みと思われる。しかし、これらの諸国においても、一九九〇年代以降、個別的には懲罰的な政策も採用されていることは、彼自身も認めるところである（宮本 2004a: 223-224）。J. G. アンデルセンも、一九九三年以後のデンマークの福祉改革において、ワークフェア的要素がより明示的になつてゐることを認めてゐる（Andersen 2003: 8f; see also Rosdahl and Weise 2001）。

とはいえ、このことが、シテイズンシップ像におけるアクティベーションの両義性——より積極的にはワークフェアおよびベーシック・インカムとの差異——をもたらししている、とも言い得る。すなわち、アクティベーションのシテイズンシップは、権利と義務の両方を主張するのである。

まず、権利は、アクティベーションにおいても、重要な構成要素である。その理由として、次の三点を挙げることができる。第一に、主としてアクティベーションの政策が実施されるとされる北欧諸国は、周知のように、最も普遍主義的な福祉国家を実現してきた諸国である。エスピン・アンデルセンは、北欧の社会民主主義レジーム

において最も「脱商品化」の程度が高いと主張したが、この脱商品化は就労から離れても社会的「権利」が保障される度合いを測るためのものであった (Esping-Andersen 1990:2001)。

第二に、アクティベーションの柱である就労支援は、その理念としては、単なる就労の強制ではなく、権利としての就労を保障しようとする側面を有すると考えられる。ただし、この場合の権利とは、人々の現状 (status quo) の保障という意味ではない。そうだとすれば、「アクティブ」の意味が不鮮明となる。そうではなく、アクティベーションにおいては、諸個人は、潜在的には生産的な能力を有しており、それを十全に發揮することが期待されているのである。まさに「人的資本への投資」 (Giddens 1998: 117=1999: 196; Dean 2004: 192) である。これが「権利」の側面を有することは、A・センの「ケイパビリティ」の概念を経由することによって、よく理解できる。センによれば、各人に自由を平等に保障するためには、単に資源や基本財の所有が平等化されているだけでは不十分である。なぜなら、「資源や基本財を自由へと『変換する』能力には、個人間で差があるからである」 (Sen 1992: 33=1999: 49)。すなわち、資源や基本財だけでは、人々が「できること」あるいは「なれること」——これをセンは「機能」と呼ぶ——において、どの程度平等に自由を享受できるかを把握することはできない (Sen 1992: 37-38=1999: 54)。したがって、重要なことは、「機能」の組み合わせとしての「ケイパビリティ」が各人にどの程度平等に保障されているか、換言すれば「できること」「なれること」の選択肢がどれほど等しく保障されているか、ということである。もちろん、セン自身は、就労という「機能」にのみ焦点を絞っているわけではなく、かつそもそも「就労」が機能のリストに含まれ得るのかどうかという問題もある<sup>15)</sup>。しかし、仮に就労が機能のリストに含まれるとすれば、アクティベーションは、就労支援を通じて各人の就労という機能の実現、およびその結果としてのケイパビリティの拡大を図ることに資することになる。

第三に、アクティベーションにおいては、人々に単に就労を義務的に課すだけではなく、政府の側が就労実現のための条件整備に積極的に取り組むことが想定されている。宮本は、アクティベーションを採用する諸国の政府支出の水準はワークフェアの諸国よりも高く、かつ、育児・介護関連の社会福祉サービスも充実していると述べている(宮本 2004b: 24f; 武川・宮本・小沢 2004: 6)。また、A・ガットマンとD・トンブソンは、彼女たちの提案する「公正なワークフェア」のための条件として、①児童支援の保障、②十分な労働賃金水準の保障、③十分な賃金を得ることのできる雇用先の確保、の三点を挙げているが(Gumann and Thompson 1996: 294-300)、これもアクティベーション的な提案と言えるであろう。

他方、アクティベーションのシテイズンシップにおいては、義務も重視される。「第三の道の政治は、個人とコミュニティとの間の新しい関係を、すなわち権利と義務の再定義を探索する」というA・ギデンズの主張は、この点を最も端的に表現している(Giddens 1998: 65[1999: 116])。S・ホワイトは、この権利と義務の関係を「福祉契約主義」と表現する。国家によって保障される諸権利を享受する条件として、市民は「主として労働に関係づけられる」ある種の「責任」を担わなければならない(White 2003: 12)。

ここで「責任」とは、コミュニティへの責任を指している。アクティベーションにおいては、市民は、単に個人として「自立」した人間であることを求められるのではなく、正当な福祉給付の見返りとして、自分の所属するコミュニティに対してしかなるべき生産的な貢献を行う義務を有するのである(cf. White 2003: 18)。「新しい社会民主主義」の言説において、しばしばコミュニタリアニズムの政治哲学が援用されること(畑本 2004; 菊池 2004; 近藤 2001; White 2003)、アクティベーションがコミュニティに対して責任を負う市民像を想定していることを意味している<sup>6)</sup>。

かくして、アクティベーションにおいては、就労によって自らの未来を切り開く能動的な市民像が想定されていると言える。それは、単に就労を強制されるのではなく、自発的・能動的に就労を選び取り、そのことによってコミュニティの秩序形成および経済発展に貢献するような市民である。次のようなT・フィッツパトリックの叙述は、このようなアクティベーションにおけるシティズンシップ像をよく表現したものであると言えるだろう。

「シティズンシップとは、私たちが単に存在することによって社会の構成員であるような消極的な地位のことではない。それは、諸個人が自らの才能を自分自身のためにだけでなく、全員の究極的な便益のためにも活用する『アクティブな』貢献の形態である。」(Fitzpatrick 2003: 46)

### 第三節 就労Ⅱ義務を超えるシティズンシップの展望

前節で見たように、今日のシティズンシップ論に大きな影響を及ぼしているのは、義務中心の見解である。そして、その義務の中では、就労が最も重要な義務として措置される点に大きな特徴がある (Morgan and Lister 2002: 32)。

したがって、このシティズンシップを評価するにあたっては、二つの論点を挙げることができる。第一に、シティズンシップにおいて義務を重視することの妥当性である。第二に、義務の中で就労を重視することの妥当性である。以下で、私は、前者についてはその妥当性を支持するが、後者についてはこれを批判し、代替的なシティズンシップの構想を提示する。

## (一) 義務は必要か？

シテイズンシップ論において義務の側面が重視されることの妥当性をどのように評価すればよいだろうか。最も徹底的なリベタリアニズム(場合によってはアナキズムに至る)に立脚すれば、義務の概念を除去または極小化したシテイズンシップを構想可能かもしれない。あるいは、義務を課すことは、それを果たさない/果たせない人々に対する妬み、不満、ルサンチマンを煽り、結果的に、人びとの相互関係を悪化させることになるかもしれない。さらに、義務の強調は、コミュニティへの動員を通じた人々の新たな支配/管理をもたらすかもしれない。<sup>10)</sup>

しかしながら、本稿において、私は、シテイズンシップに義務の側面が存在することを、ひとまず承認する立場を採る。

その理由として、次の二点を挙げることができる。第一に、マーシャル自身がそうであったように、シテイズンシップの議論の中で、義務の側面を完全に否定する議論はむしろ稀である、ということである。このように述べる、やや消極的な理由づけと感ぜられるかもしれない。しかし、このことは、人間について考察しようとする義務にたどり着かざるを得ない、ということを意味しているのかもしれない。実際、倫理学者のC・コースガードは、次のように述べている。

「人間であるということは、われわれ自身の自然本性とは異なった、そして、われわれの自然本性より高いと思われる基準に照らして自分を測るということなのだ。それは、その基準に恥じない生き方をしようと努める義務があると感ずることであり、そのような義務があるという感覚を行為の動機とするということである。」

(コースガード 2005: vii)。



第二に、義務を受け入れるということは、個人主義的な人間像から離れて、自己を他者との関係性の中に積極的に位置づけることであるとも考えられる (cf. Bussemaker and Voet 1998: 297)。例えば、育児を義務として引き受けること——「ケアの倫理」——や人々の共通の事柄としての政治に関与すること——「市民的徳性」——などが、これに相当する。私は、これらの「義務」を考慮に入れることによって、シティズンシップの概念を、アクティベーションあるいはワークフェアにおけるそれを乗り越えて発展させることができると考えている。

## (二) 義務の多様化へ

フィッツパトリックは、具体的にはイギリスの「新しい社会民主主義」としてのニュー・レイバーを念頭に置いて、就労の義務を核心とする互恵性の構想を批判している。ただし、だからといって彼は、互恵性を弱める立場、つまり「強い平等と弱い互恵性」の立場を採らない。むしろ、彼が提唱するのは、「強い平等と『多様な』互恵性 (diverse reciprocity)」 (Fitzpatrick 2003: 42) である。「多様な」の用語で彼が示唆していることの中で、本稿にとって重要なものをまとめると次のようになる。<sup>(4)</sup>

第一に、互恵性を個人レベルでのみ考えることは適切ではない、あるいは少なくとも部分的である。ニュー・レイバーなどの新しい社会民主主義の言説においては、福祉への権利とその見返りとして責任を果たすことが「契約」として語られる(「福祉契約主義」)。これは確かに互恵性の一つの形態であるが、しかしあくまで「特殊な」形態である。個人レベルで考えることをやめれば、「義務を伴わない権利」「権利を伴わない義務」というものも存在することが明らかになる。例えば、現在の私たちが将来世代への義務を果たすことは将来世代の権利保障と直結しない。将来世代が自らの資源やエネルギー享受の権利を要求しなくとも、私たちは(一方的に)資源維持の義務を

果たすことができるし、すべきである (Fitzpatrick 2003: 136-137)。第二に、義務の内容を就労・労働市場中心的に考えることは、他の社会活動の諸形態の価値を低下させることになる。とりわけ、家事・育児・介護などの無償ケア労働の価値を低下させる(この点はフェミニズムのところで後述する)。それゆえ、「就業をシテイズンシップの中心的標準と見なすべきではない」(Fitzpatrick 2003: 50)。第三に、権利は社会生活における無条件の基礎として承認されなければならない。恐らくは「新しい社会民主主義」の意図に反して、権利と義務を「契約」の観点から考えることは、権利の不可侵性を脅かし、結果として、個人への介入を歯止めなきものとするであろう。

以上を要約すれば、「義務の多様化」のためには、①就労以外の活動の義務化、②義務との交換関係に還元されない権利の保障、が重要ということになる。以下では、①については無償ケア労働の評価、②については「アクティブな」政治的シテイズンシップの構想(ただし、「権利」と言い切つてよいかどうかについては、なお検討を要する)、を取り上げその可能性を考察する。

#### ①無償ケア労働の義務<sup>(2)</sup>

近年のフェミニズムのシテイズンシップ論においては、社会的シテイズンシップを、政治や経済などの「公的領域」だけでなく、家族という「私的領域」に関する問題を扱うものに拡大することの重要性が唱えられている。この点に関して、B・ホブソンとR・リスターは、明確に次のように述べている。

「ケアの責任の観点からシテイズンシップを定義することは、シテイズンシップの義務についての支配的な言説を支えている有償労働としての労働という狭い定義に挑戦することである。」(Hobson and Lister 2002: 35)

「ケアの責任」が注目されるようになった文脈としては、もちろん、C・ギリガン以来の「ケアの倫理」の発見と  
 いうことがある。しかし、それだけではない。一九九〇年代後半以降のフェミニニストの社会政策研究においては、  
 欧米における社会政策の想定する人間・家族像が、ワークフェアあるいはアクティブ・シジョンの原理を採用するに  
 なるにつれて、従来の「男性稼ぎ手」から男女の別を問わない「成年市民労働者 (adult citizen worker)」へと変化し  
 た、という認識が広まってきた (Hobson, Lewis and Siim 2002; Lewis 2001)。その結果、確かに女性の有償労働へ  
 の就業率は増加した。しかし、無償ケア労働の男女間での配分には変化が見られない。ここから、「男性の家庭内労  
 働への貢献の欠如」(Lewis 2002: 137)、「無償ケア労働のジェンダー化された分業」(Hobson, Lewis, and Siim eds.  
 2002) という問題への関心が高まっているのである。

「有償労働としての労働という狭い定義」に挑戦し、「ケアの責任」の観点からシティズンシップを定義すること  
 は、「男性の家庭内労働への貢献の欠如」「無償ケア労働のジェンダー化された分業」の克服を意味する。それは、  
 「男性⇨労働者、女性⇨ケア提供者」という「男性稼ぎ手」モデルでも、「成年市民労働者」モデルでもないシティ  
 ズンシップのあり方を構想することである。それは、男女ともに、有償労働だけでなく、無償労働にも従事するこ  
 とを求めるシティズンシップである。リスターは、これを「ジェンダー包摂的なシティズンシップ (gender inclusive  
 citizenship)」あるいは「市民⇨稼手/ケア担い手 (citizen - the earner/carer)」と呼んでいる (Lister 2003: 200)。こ  
 れは、N・フレイザーの言う「普遍的ケア提供者モデル (universal care giver model)」(Fraser 1997=2003) とほぼ等し  
 いであろう。

② 「アクティブな」政治的シティズンシップの必要性

「シティズンシップとナショナル・アイデンティティ」と題する論文において、J・ハーバーマスは、マーシャルの市民的シティズンシップ、政治的シティズンシップ、および社会的シティズンシップの関係について、まず、次のように述べている。

「自由という消極的な権利や、参加という社会的または積極的権利は、パターナリスティックな権威によって付与されることもあり得る。したがって、原理的には、法の支配と福祉国家は、それに付随するデモクラシーの存在がなくても存在し得るのである。」(Habermas 1995: 268)

これだけであれば、政治的シティズンシップがなくとも、市民的シティズンシップおよび社会的シティズンシップの実現は（理論的には）可能なのだ、という主張にも読める。しかし、もちろんハーバーマスの趣旨は、そうではない。そのことは、彼の次のような指摘を見ればわかる。

「意見・意思形成の制度化された過程と公的なコミュニケーションのインフォーマルなネットワークとの相互作用が発生する場合にのみ、今日のシティズンシップは、前政治的な個人的利益の集計およびパターナリスティックな国家の権威によって個人に付与された権利の消極的な享受以上のものを意味するのである。」(Hab-

ermas 1995: 270)

「意見・意思形成の制度化された過程」とは、主に議会を中心とした制度的な政治の場を、「公的なコミュニケーション」のインフォーマルなネットワーク」とは、主に公共圏・市民社会（のアソシエーション）における人々の自由な意見交換の場を、それぞれ指す。ハーバーマスは、前者はもちろんのこと、後者の活動も含めて政治的シテイズンシップを考えている。そして、このような意味での政治的シテイズンシップの存在によってこそ、シテイズンシップは、市民的シテイズンシップ（「前政治的な個人的利益の集計」と社会的シテイズンシップ（「パターナリステイックな国家の権威によって付与された権利の消極的な享受」）以上のものになるというのである。

ここで重要なことは、ハーバーマスが政治的シテイズンシップを単なる選挙権以上のものとして考えているという点である。マーシャルの政治的シテイズンシップは、選挙権に限定される傾向があった (Marshall and Bottomore 1992: 12-13=1993: 15)。その意味で、彼の議論には、「市民についての非常に消極的な考え方」 (Delanty 2000: 19=2004: 38) が存在している。しかし、このような消極的な政治的シテイズンシップは、不十分なものである。投票は、場合によっては単なる「個人的利益の集計」である可能性も否定できない。その場合、政治的シテイズンシップと市民的シテイズンシップとの差異は不鮮明なものとなる。これに対して、ハーバーマスは、政治的シテイズンシップが政治的シテイズンシップである所以を強調しようとしたと考えられる。

このような政治的シテイズンシップの独自性・重要性についての主張は、とりわけ「ラディカル・デモクラシー」を主張する論者たちに共有されているように思われる。G・デランティの次のような主張は、この点をよく表現するものである。

「本書のテーマとの関連で重要な点は、権利の問題は参加の問題を無視して論じることができないということ

である。別言すれば、シティズンシップにはアクティブな側面があるということである。」(Delanty 2000: 19=2004: 39) (傍点による強調は原文イタリック)

「…シティズンシップは、国家の中でも脱政治化された市民社会の中でもなく、集合行為の中に位置づけられなければならない。」(Delanty 2000: 46=2004: 92) (傍点による強調は引用者)

「集合行為」としてデランティが重視するのは、市民社会における「新しい社会運動」である。ハーバーマスとは、着目の力点異なるとはいえ、市民社会の行為者の行動までも含めて政治的シティズンシップとして把握しようとしている点において、両者は共通している。

それにしても、なぜこのような政治的シティズンシップが重要なのであろうか。いくつかの回答が可能であるが、本稿では、現代社会がそもそも安定的な共同性やシティズンシップの資格要件の範囲を与件とできない社会となりつつあることに注目したい。既に遅くとも一九六〇年代以降、「男性白人組織労働者の国民」を想定したシティズンシップのあり方は、様々な批判を受けてきた。本稿で言及したフェミニズムによる問題提起はその一つである。近年では、シティズンシップと国民・主権国家との結びつきも、ますます疑問にさらされつつある(Habermas 1995; 岡野 2003; 武川 2000; Turner 2001; 山森 2004; 山崎 2005)。かくして、「誰が市民か?」「何がシティズンシップの要件か?」というシティズンシップの境界線は自明ではなく、シティズンシップの境界線をめぐる紛争が展開することとなる(山崎 2005)。

このような状況で必要なのは、シティズンシップそのものを定義する能力であり、その試みである。かくして、(選挙権に限定されない)「アクティブな」政治的シティズンシップが要請されることになる。人々に能動性を求

める以上、このシティズンシップもまた、ワークフェアやアクティベーションにおける能動性の要請と同様、「動員」と「能動的ならざる者」の排除の危険性を有している。しかし、アクティブな政治的シティズンシップを通じてのみ、既存のシティズンシップのデメリットをも指摘し、それを改変することもできるのである。これは、政治的シティズンシップそのものにも当てはまる。その意味で、アクティブな政治的シティズンシップの「能動性」は、「能動性」そのものをも問い得るメタ能動性と言うことができるかもしれない。

それゆえ、アクティブな政治的シティズンシップを、通常の意味での「義務」として把握することは難しい。それは、コミュニティ内部での政治とは限らないからである。その能動性は、むしろ、コミュニティそのものを問い直すことにも繋がり得る。かといって、それを、もっぱら権利として理解することも適切とは言えない。このシティズンシップは、単なる地位・資格とは言えないからである。この点については、さらに検討が必要である。

### (三) いかなる福祉が必要か？

最後に、「多様な互恵性」と福祉の関係をどのようなものとして考えるべきか、という問題を考察する。二つの方向性が考えられる。一つは福祉の政治化・民主化であり、もう一つは本節(二)で述べた「多様な互恵性」を支えることのできる福祉の構想である。

まず第一の福祉の政治化・民主化についてである。この点については、さしあたり、本節(二)で取り上げたハーバースの指摘が手がかりとなる。彼は、福祉(社会的シティズンシップ)そのものはバターナリステイックにも存在し得ると指摘し、それを回避するために政治的シティズンシップの重要性を説いた。これは、ハーバース自

身もかつて『新しい不透明性』(Habermas 1985=1995)で指摘した、福祉国家による市民の従属化の問題である。ここの課題は、社会的シティズンシップと政治的シティズンシップとの分離を解消し、福祉バターナリズムを回避することである。この観点から興味深いのは、フィッツパトリックによる「熟議福祉 (deliberative welfare)」の提案である。ここで詳述することはできないが、それは、何が「福祉 (well-being)」(生の基本的なニーズの実現)かの構想をめぐって、既存の構想にとどまらず、熟議民主主義を通じて探求し続けることである。「福祉は、物 (thing)ではなく、状態 (condition)ではなく、ニーズの充足でさえもない。それは、「熟議を通じた」パフォーマティブな生成物 (becoming)である」(Fitzpatrick 2003: 183)。フィッツパトリックは、就業のための教育よりも、このような熟議福祉に従事できるような「熟議的市民」の育成こそが、重要な課題であるとも述べている。

次に第二の「多様な互恵性」を支えることのできる福祉についてである。無償ケア活動に関しては、「男性を父親にする (making men into fathers)」(Hobson ed. 2002)ための政策が必要である(田村 2006b)。男性の育児休業取得や離婚後の親権の問題などが具体的な課題となる。ただし、とりわけ前者については、「パパ・クォータ」のようなインセンティブ型の政策ならばともかく、「義務」化を実現するためには諸困難が予想される。

また、アクティブな政治的シティズンシップについては、少なくとも理論的には、それが福祉に支えられるべき局面も必要であると考えられる。J・ウォルドロンは、マーシャルのシティズンシップ論を規範理論的に再解釈して、次のように述べている。

「私たちは福祉をシティズンシップと結びつける『べき』である。もしそうしなければ、私たちのシティズンシップの構想は、著しく脆弱化するであろう。この説明では、シティズンシップは、福祉の供給を『必要とす



る』のである。すなわち、福祉がなければ、私たちはシティズンシップの適切な観念を持つことができないのである」(Waldron 1993: 279-280)。

実際、古代ギリシャに典型的で、かつ多くの政治思想家たちが構想したように、市民が政治に従事するためには経済的な必要性から一定程度解放されていることが必要であった。アクティブな政治的シティズンシップについても、同様のことが当てはまり得る。少なくとも、それを支援する福祉が存在する場合の方が、そうでない場合よりも、実現の蓋然性が高まると言えるであろう。

この観点から見た場合、ベーシック・インカムが無条件性がメリットとなる可能性がある。もちろん、ベーシック・インカムの給付が直ちに有償労働以外の「有用な活動」への従事を促進するという保障は存在しない(田村 2004a)。繰り返すようだが、ベーシック・インカムは、「怠け者」として暮らす自由をも保障するのである。しかし、ワークフェアやアクティベーションにおける就業促進も、就業以外の活動に従事する時間を減少させることで、政治的シティズンシップの育成を妨げる可能性がある。実際、一九六〇年代以降の多様な社会運動・市民活動の担い手の多くは、有償労働に従事しない人々であった。かつて、篠原一は専業主婦こそが「全日制市民」であると述べたし(篠原 1971)、オッフエは市場の交換過程に入らない「脱商品化」した人々こそが社会運動の担い手となると主張した(Offe 1972)。そうだとすれば、ベーシック・インカムは必然的に人々を政治へと向かわせることはないが、就業を促進するよりはその可能性を高める、と行うことはできるかもしれない。換言すれば、ベーシック・インカムの無条件性が逆説的にも人々に政治的シティズンシップを「使命」として引き受けさせる可能性があると言えるのではないだろうか。<sup>24</sup>

## 結論

本稿では、シテイズンシップについて、主に権利と義務の観点から概念整理を行った上で(第一節)、近年の福祉国家改革原理についてシテイズンシップの観点からの整理を試みるとともに(第二節)、その中でも中心的な原理となっているアクティベーションについて、これ乗り越えるシテイズンシップの展望を「多様な互恵性」に求めた。それは、義務の要素自体は承認するものの、一方で無償ケア活動の義務を承認するとともに、他方で政治的シテイズンシップの能動化を図るようなシテイズンシップのあり方である。このようなシテイズンシップの実現のためには、福祉そのものの民主化と政治的シテイズンシップの能動化を支援する福祉とが必要になるであろう(第三節)。

念のために述べておけば、私は就労そのものの意義を否定しているわけではない。ただし、その意義が他の社会・政治活動に比して強調されすぎるならば、シテイズンシップの観点から問題があると主張しているのである。また、一点のみ付言しておけば、就労を支援し、場合によってはそれを義務として構成するのであれば、単に「働かざる者食うべからず」の規範を強調するのではなく、ガットマン/トンブソンの「公正なワークフェア」論のように、適切な就労条件を整備することが伴わなければならない。そうでなければ、埋橋孝文(2006:6-10)が指摘するように、「効果が一時的なものにとどまるか、あくまで『強制』の域を出ない」ことになるであろう。

もちろん本稿には、不十分な点も多く存在する。とりわけ、ワークフェアとアクティベーションの多様性を十分に理解して記述できているとは言い難い。H・ディーンは、ワークフェアも含めた四つの類型を提出しているし

(Dean 2004) 各国における具体的な政策の展開についての研究も存在している (Lyden and Trickey eds. 2001)。これらも踏まえつつ、理論的な観点から何が言えるのかという点について、さらに詰めて検討する必要があるだろう。また、シテイズンシップの整理についても、権利と義務との二分法でどこまで説得的に整理できているのか、という問題がある。実際、「アクティブな政治的シテイズンシップ」については、義務と権利との関係をどのように理解すればよいのか、十分に詰め切ることができていない。デランティは、様々なシテイズンシップ論を、「権利」と「義務」に「参加」と「アイデンティティ」を加えた四つの要素によって区別することを提案している (Delanty 2000: 9-10=2004: 20-21)。本稿の観点からは、「参加」と権利ないし義務との関係をどのように考えるかが重要であるように思われる。デランティ自身は、本稿で言う「アクティブな政治的シテイズンシップ」を、「権利」や「義務」ではなく、「参加」の要素で捉えている。しかし、権利ないし義務と参加とは排他的ではないだろう。参加は権利としても、義務としても、概念構成され得る。これらについては、今後の検討課題とさせていただきます。

## 注

\*本稿は、社会政策学会第百十一回大会共通論題「社会政策における福祉と就労」（二〇〇五年一〇月九日 於北海道大学）における私の報告ペーパー「就労・福祉・シテイズンシップ」を加筆修正し、表題を変更したものである。同報告ペーパーの要約版は、既に社会政策学会編『社会政策学会誌第十六号 社会政策における福祉と就労』法律文化社、二〇〇六年に、「就労・福祉・シテイズンシップ——福祉改革の時代における市民像」というタイトルの論文として掲載されている。ただし、同論文は、文字通りの「要約版」であり、紙幅の関係で、元の報告ペーパーの分量をおよそ半分の分量にまで圧縮せざるを得なかった。そこで、社会政策学会誌編集委員会の許可を得て、ここに本稿を「完全版」として公表する次第である。

なお、本稿の内容は、上記社会政策学会大会のち、成均館大学社会科学部(韓国)と名古屋大学大学院法学研究科による第三回日韓学術シンポジウム(二〇〇五年一〇月 於名古屋大学)においても報告している。同シンポジウムは、北住炯一教授の尽力によって、企画・運営され、両大学の学術交流の進展に寄与するものであったことを付言しておきたい。

- (1) 一九九〇年代以前と以後との違いについては、田村(2004a)で概略的に述べた。
- (2) シティズンシップと「国民」「国境」との関係も重要な論点であるが、本稿では、第三節(二)②で、関連する問題に若干触れるにとどまる。
- (3) ただし、「公 (public)」を「共通性」の位相のみで捉えるべきではない。齋藤(2000)、田村(2003; 2005)などを参照。
- (4) 日本での例として、塩野谷(2001)、塩野谷・鈴木・後藤編(2004)などがある。また、社会政策学会編(2004)も、そのような試みの一つと言える。
- (5) 宮本(2004)では、主として、「ワークフェア」を「労働力拘束モデル」、「アクティベーション」を「人的資本開発モデル」と呼んでいるが、本稿では、「ワークフェア」および「アクティベーション」で統一する。
- (6) ただし、義務とりわけ就労の義務の重視は、純粹に「新しい」現象というわけではない。例えば、ホワイト(White 2004)は、そもそもイギリスの社会民主主義の伝統は、テイトマスを外例として、生産活動への意欲・従事を重視していたと主張している。
- (7) ベーシック・インカムとシティズンシップとの関係については、田村(近刊)でより詳しく検討しているので参照されたい。
- (8) 平等主義へのコミットメントが弱い場合は、ベーシック・インカムよりも、「負の所得税」を支持すると思われる。
- (9) この比喩は、P・ファンパライス(Yan Parijis 1995)による。
- (10) 例えは Jordan(1992)、Loflager(1996)、Orfe(1997: 102)などを参照。もっとも、この期待・想定の実現化は必然的とは言えない。田村(2004a: 51f; 近刊)を参照。

- (11) ただし、ベーシック・インカムそのものは、就労を否定するのではない。それは、あくまで、就労と所得との関係を(部分的に)切り離すのみである。
- (12) 現時点の私には、右派リベタリアニズムを詳細に検討する準備ができていないためである。他日を期したい。
- (13) もちろん、左派の側で負の所得税の修正版が検討されている。新川 (2004: 206ff)・Henriek (2000: 150ff)などを参照。
- (14) ギデンズ自身、センのケイパビリティ概念に肯定的に言及している (Giddens 2000: 87-88; 2003: 100)。なお、人的資本とケイパビリティとの関係については、近藤康史氏 (筑波大学) との会話からも示唆を得ている。
- (15) セン自身はリストの具体化を拒否している。
- (16) ただし、次節でも述べるように、「新しい社会民主主義」が権利と責任とを「契約」のタームで捉えることから、そこでの責任の強調は実はきわめて個人主義的な観点からのものであると主張する論者も存在する (Dean 2004: 192; Fitzpatrick 2003: chap. 2; see also Gerhard, Knijn and Lewis 2002)。
- (17) この部分は、立岩真也 (2004: 90) の議論から示唆を得ている。田村 (2004a: 53-54) では、立岩の議論をかなり肯定的に参照しており、現在でも共感するところは少なくない。ただし、現時点での私は、もう少し互恵性や義務それ自体の正当化可能性を探求したいと考えている。
- (18) これは、「統治性 (governmentality)」の議論が示唆するところである。
- (19) 以下の整理は、フィッツパトリックの記述の中から、本稿の観点から重要と思われる箇所を再構成したものであり、彼自身の「多様な互恵性」についての叙述を正確に反映しているわけではない。とりわけ、責任と権力の関係という論点は、本稿では捨象してしまっている。
- (20) C・オッフエが「ギデンズとは対照的に——労働市場からの離脱を「責任ある行為」と述べているのも、このような理由に基づくものと思われる。この点については、田村 (2002: 207-208) を参照。

- (21) フェミニズムのシティズンシップ論については、田村 (2006a) で検討している。
- (22) 田村 (2006b) では、本文で取り上げたようなシティズンシップの研究動向をジェンダー平等の分析枠組として用いて、日本の「男女共同参画社会」形成の政策について分析している。
- (23) なお、私は、「政治」には、「コミュニケーション」や「紛争」だけでなく、「集合的な問題解決」という局面が不可欠だと考えている。もちろん、この「問題解決」は議会での意思決定——これは通常の政治学の考えるところである——に限られなく、田村 (2004b; 2005) を参照。
- (24) 念頭にあるのは、フィッツパトリックの次のような主張である。「ホワイトは平等主義的な互酬性にコミットしており、この文脈のなかに無条件のベシシック・インカムを導入しようとするが、私はむしろこの文脈を修正したい。基本的に無条件の権利を導入することによって、平等な自由主義社会のなかに協同的で互酬的な活動が次々と行われるような空間を築きたいのである。」(Fitzpatrick 1999: 66-2005: 78)

〈参考文献〉

(邦訳を参照しつつも、訳文を訂正している場合がある)

- Andersen, Jürgen Goul (2003) "Citizenship Politics: Activation, Welfare and Employment in Denmark," a paper presented at the Conference *Social Governance in the Global Era - Beyond 20th Century's Social Democracy*, Hokkaido University, Sapporo, Oct. 14-17, 2003.
- Beiner, Ronald ed. (1995) *Theorizing Citizenship*, State University of New York Press.
- Bussenaeker, Jet (1999) "Introduction: The Challenges of Citizenship in Late Twentieth-Century Societies," in Bussenaeker ed., *Citizenship and Welfare State Reform in Europe*, Routledge.
- Bussenaeker, Jet and Voet, Rian (1998) "Citizenship and Gender: Theoretical Approaches and Historical Legacies," *Critical Social Policy*, vol.

18, no. 3.

Dean Hartley (2004) "The Implications of Third Way Social Policy for Inequality, Social Cohesion, and Citizenship," Lewis and Sander eds. (2004).

Delanty, Gerard (2000=2004) *Citizenship in a Global Age: Society, Culture, Politics*. Open University Press. (佐藤康行訳『グローバル時代のシティズンシップ——新しい社会理論の地平』日本経済評論社)

Esping-Andersen, Gösta (1990=2001) *The Three Worlds of Welfare Capitalism*. Polity Press. (岡沢憲美・宮本太郎監訳『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動議』ミネルヴァ書房)

Fitzpatrick, Tony (1999=2005) *Freedom and Security: An Introduction to the Basic Income Debate*. Macmillan. (武川正吾・菊地英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』勁草書房)

Fitzpatrick, Tony (2001) *Welfare Theory: An Introduction*. Palgrave.

Fitzpatrick, Tony (2003) *After the New Social Democracy: Social Welfare for the Twenty-First Century*. Manchester University Press.

Fraser, Nancy (1997=2003) *Justice Interruptus: Critical Reflections on the "Postsocialist" Condition*. Routledge. (仲正昌樹監訳『中断された正義——「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房)

Gerhard, Ute, Krijn, Trudie and Lewis, Jane (2002) "Contractualization," in Hobson, Lewis and Simm eds. (2002).

Giddens, Anthony (1998=1999) *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*. Polity Press. (佐和隆光訳『第三の道——効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社)

Giddens, Anthony (2000=2003) *The Third Way and Its Critics*. Polity Press. (今枝拓之・千川剛史訳『第三の道への批判』晃洋書房)

Goodin, Robert E. (2001) "Work and Welfare: Towards a Post-productivist Welfare Regime," *British Journal of Political Science*, vol. 31, no. 1.

Gutmann, Amy and Thompson, Dennis (1996) *Democracy and Disagreement: Why Moral Conflict can not be Avoided in Politics and What should*

*be Done about It*, The Belknap Press.

Habermas, Jürgen (1985=1995) *Die Neue Unübersichtlichkeit*, Suhrkamp. (河上倫逸監訳『新たななる不透明性』松籟社)

Habermas, Jürgen (1995) "Citizenship and National Identity: Some Reflections on the Future of Europe," in Beiner ed. (1995).

加本裕介 (2004) 「トニー第三の道の社会政策とへの批判——コミュニティの重視へ」『社会政策研究』第四号。

Heater, Derek (1999=2002) *What is Citizenship?*, Polity Press. (田中俊郎・関根政美訳『市民権とは何か』岩波書店)

Hemerick, Anton (2000) "Prospects for Basic Income in an Age of Inactivity?," in Van der Veen, Rovert and Groot, Loek eds. *Basic Income on the Agenda: Policy Objectives and Political Chances*, Amsterdam University Press.

Hobson, Barbara ed. (2002) *Making Men into Fathers: Men, Masculinities and the Social Politics in Fatherhood*, Cambridge University Press.

Hobson, Barbara and Lister, Ruth (2002) "Citizenship," in Hobson, Lewis and Stijn eds. (2002).

Hobson, Barbara, Lewis, Jane and Stijn, Birte eds. (2002) *Contested Concepts in Gender and Social Politics*, Edward Elgar.

伊藤周平 (1996) 『福祉国家と市民権——法社会学的アプローチ』法政大学出版局。

Janoski, Thomas (1998) *Citizenship and Civil Society: A Framework of Rights and Obligations in Liberal, Traditional, and Social Democratic Regimes*, Cambridge University Press.

Jordan, Bill (1992) "Basic Income and the Common Good," in Van Parijs, Philippe ed. (1992) *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for Radical Reform*, Verso.

菊池理夫 (2003) 『現代のコミュニタリアニズムと「第三の道」』風行社。

近藤康史 (2001) 『左派の挑戦——理論的刷新からニュー・レイバーへ』木鐸社。

コースガード、クリスティーン、寺田俊郎・三谷尚澄・後藤正英・竹山重光訳『義務とアイデンティティの倫理学——規範性の源泉』岩波書店。



- Kymlicka, Will and Norman, Wayne (1995) "Return of the Citizen: A Survey of Recent Work on Citizenship Theory," in Beiner ed. (1995).
- Lewis, Jane (2001) "The Decline of the Male Breadwinner Model: Implications for Work and Care," *Social Politics*, vol. 8, no. 2.
- Lewis, Jane (2002) "The Problem of Fathers: Policy and Behavior in Britain," in Hobson ed. (2002).
- Lewis, Jane and Surrender, Rebecca eds. (2004) *Welfare State Change: Towards a Third Way?*, Oxford University Press.
- Lister, Ruth (2003) *Citizenship: Feminist Perspectives*, 2nd ed., New York University Press.
- Ljødemel, Ivar and Trickey, Heather (2001) "A New Contract for Social Assistance," in Ljødemel and Trickey eds. (2001).
- Ljødemel, Ivar and Trickey, Heather eds. (2001) *Can Offer You Can't Refuse: Workfare in International Perspective*, The Policy Press.
- Loflager, Jøfn (1996) "Citizens' Income," in Eriksen, Erik Oddvar and Loflager, Jøfn eds., *The Rationality of the Welfare State*, Scandinavian University Press.
- Marshall, T. H. and Bottomore, Tom (1992≒1993) *Citizenship and Social Class*, Pluto Press. (邦語訳著・中村徳吾訳『シティズンシップと社会階級』法律文化社)
- Mead, Laurence M. (1986) *Beyond Entitlement: The Social Obligations of Citizenship*, The Free Press.
- 宮本太郎 (2004a) 「就労・福祉・ワークフエア——福祉国家再編をめぐる新しい対立軸」塩野谷・鈴木・後藤編 (2004)。
- 宮本太郎 (2004b) 「社会的包摂への三つのアプローチ——福祉国家と所得保障の再編」『月刊自治研』二〇〇四年二月号。
- 宮本太郎 (2004c) 「ワークフエア改革とその対案——新しい連携へ」『海外社会保障研究』第一四七号。
- Miyamoto, Taro (2003) "Strategies for Social Inclusion: Activation, Workfare and Basic Income," a paper presented at the Conference *Social Governance in the Global Era - Beyond 20th Century's Social Democracy*, Hokkaido University, Sapporo, Oct. 14-17, 2003.
- Offe, Claus (1972) *Strukturprobleme des kapitalistischen Staates*, Suhrkamp.
- Offe, Claus (1997) "Towards a New Equilibrium of Citizens' Rights and Economic Resources?," in OECD ed., *The Globalising Economy*, OECD

Publishers.

- 岡野八代 (2003) 『シテイズンシップの政治学——国民・国家主義批判』白澤社。
- 小沢修司 (2002) 『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平』高峯出版。
- 小沢修司 (2004) 『ベーシック・インカム構想と新しい社会政策の可能性』社会政策学会編 (2004)。
- Pierson, Paul (1994) *Dismantling the Welfare State?: Reagan, Thatcher and the Politics of Retrenchment*, Cambridge University Press.
- Pierson, Paul ed. (2001) *The New Politics of the Welfare State*, Oxford University Press.
- Rosdahl, Anders and Weise, Hanne (2001) "When All Must be Active: Workfare in Denmark," in Lødemel and Trickey eds. (2001).
- 齋藤純一 (2000) 『公共性』岩波書店。
- 齋藤純一 (2004a) 『社会的連帯の変容と再生』齋藤編著 (2004)。
- 齋藤純一 (2004b) 『社会的連帯の理由をめぐって』齋藤編著 (2004)。
- 齋藤純一編著 (2004) 『講座・福祉国家のゆくえ五 福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房。
- Sen, Amartya (1992) *Inequality Reexamined*, Harvard University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店)
- 新川敏光 (2004) 『福祉国家の改革原理——生産主義から脱生産主義へ』塩野谷・鈴木・後藤編 (2004)。
- 塩野谷祐一 (2002) 『経済と倫理——福祉国家の哲学』東京大学出版会。
- 塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編 (2004) 『福祉の公共哲学』東京大学出版会。
- 社会政策学会編 (2004) 『社会政策学会誌第十一号 新しい社会政策の構想——二〇世紀的前提を問う』法律文化社。
- 武川正吾 (2000) 『市民権の構造転換——一つの素描』大山博・炭谷茂・武川正吾・平岡公一編著『福祉国家への視座——揺らぎから再構築へ』ミネルヴァ書房。

- 武川正吾 (2004) 「新しい社会政策の構想」に寄せて——第一〇六回大会の前と後」社会政策学会編 (2004)。
- 武川正吾・宮本太郎・小沢修司 (2004) 「座談会 ワークフェアとベーシック・インカム——福祉国家における新しい対立軸」『海外社会保障研究』第一四七号。
- 田村哲樹 (2002) 「クラウス・オッフエの政治理論——『制御の可能性』から『制御の可能性』へ」日本政治学会編『日本政治学会年報二〇〇二年 二〇世紀のドイツ政治理論』岩波書店。
- 田村哲樹 (2003) 「現代政治理論と公／私区分——境界線の領域横断化」『名古屋大学法政論集』第一九五号。
- 田村哲樹 (2004a) 「熟議民主主義とベーシック・インカム——福祉国家「以後」の「公共性」という観点から」『早稲田政治経済学雑誌』第三五七号。
- 田村哲樹 (2004b) 「民主主義の新しい可能性——熟議民主主義の多元的深化に向かって」畑山敏夫・丸山仁編著『現代政治のパスベクトイブ——欧州の経験に学ぶ』法律文化社。
- 田村哲樹 (2005) 「フェミニズムは公／私区分を必要とするのか？」『政治思想研究』第五号。
- 田村哲樹 (2006a) 「フェミニズム教育——同一性と差異の間で」シティズンシップ研究会編『シティズンシップの教育学』晃洋書房。
- 田村哲樹 (2006b) 「ジェンダー平等・言説戦略・制度改革——日本の「男女共同参画社会」政策の展開を事例として」宮本太郎編『比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部。
- 田村哲樹 (近刊) 「シティズンシップ論とベーシック・インカム」武川正吾編『シティズンシップ論の展開とベーシックインカムの可能性』(仮題) 法律文化社。
- 立岩真也 (2004) 『自由の平等——簡単に別の姿の世界』岩波書店。
- Turner, Bryan S. (1993) "Contemporary Problems in the Theory of Citizenship," in Turner, Bryan S., ed., *Citizenship and Social Theory*, Sage

Turner, Bryan S. (2001) "The Erosion of Citizenship," *British Journal of Sociology*, vol. 52, no. 2.

堀橋孝文 (2006) 「福祉と就労をめぐる社会政策の国際的動向——Making Work Pay 政策に関する対立構図を中心に」社会政策学

会編『社会政策学会誌第十六号 社会政策における福祉と就労』法律文化社。

Van Parijs, Philippe (1995) *Real Freedom for All: What (if anything) can Justify Capitalism?*, Oxford University Press.

Van Parijs, Philippe (2006) "Basic Income: A Simple and Powerful Idea for the Twenty-First Century," in Wright, Erik O. ed., *Redesigning Distribution: Basic Income and Stakeholder Grants as Alternative Cornerstones for a More Egalitarian Capitalism*, Verso.

Waldron, Jeremy (1993) *Liberal Rights: Collected Papers 1981 - 1991*, Cambridge University Press.

White, Stuart (2003) *The Civic Minimum: On the Rights and Obligations of Economic Citizenship*, Oxford University Press.

White, Stuart (2004) "Welfare Philosophy and the Third Way", in Lewis and Surrender eds. (2004).

山森 亮 (2004) 「連帯・排除・政策構想——基本所得をめぐる」齋藤編 (2004)。

山崎 望 (2005) 「再配置されるシテイスンシップ——政治共同体の変容」『思想』第九七四号。